

神戸市旅館業法施行条例の一部改正（案）について

1. 改正の趣旨

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）が平成 29 年 12 月 15 日に公布され、これに合わせて関係政令も改正され、それぞれ平成 30 年 6 月 15 日に施行されます。

この改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、旅館業の適正な業務を求めるため、旅館業法施行令に基づき構造設備及び衛生措置基準等を定めている本市条例を改正するものです。

2. 神戸市旅館業法施行条例の主な改正案

- (1) 新設された旅館・ホテル営業の構造設備基準について、従来のホテル営業及び旅館営業のそれぞれの基準を統合する形で整備（法及び施行令改正に伴う規定の新設）
- (2) 施設の一体的管理、共同住宅にあつては施設との明確な区画を規定（独自規制の新設）
- (3) 5 室以上の旅館・ホテル営業施設については、従来のロビー面積を維持（独自規制の継続）
- (4) 玄関帳場の受付台の数値規制を廃止並びに玄関帳場を有しない場合の対面と同等の措置及び必要な設備を規定（法及び施行令改正に伴う規定の新設）
- (5) 調理室及び食堂の必置規定の見直し（独自規制の緩和）
- (6) 事前の事業計画の周知規定（独自規制の新設）
- (7) その他所要の改正

3. 施行日

平成 30 年 6 月 15 日

（改正旅館業法及び住宅宿泊事業法の施行日と同日）

【参考】旅館業法等の改正内容

- (1) 旅館業法の改正により、「ホテル営業」「旅館営業」が統合され、新たに「旅館・ホテル営業」を創設。無許可営業者に対する報告徴収、立入調査等の権限、無許可営業者等に対する罰金の上限額の引上げによる規制の強化等を規定。
- (2) 旅館業法施行令の改正により、営業種別ごとの最低客室数を廃止（1 室でも旅館・ホテル営業が可能となる）、玄関帳場の基準を緩和（玄関帳場を有しない場合の代替設備として、顔認証による本人確認機能等の ICT 設備を規定）等。
- (3) 旅館業法施行規則の改正により、宿泊者名簿の正確な記載の確保、名簿の 3 年間の保存、玄関帳場を有しない場合の基準等を規定。
- (4) (1)～(3)を受け、衛生管理の指針である「旅館業における衛生等管理要領（平成 12 年生衛発 1811 号）」についても改正。

神戸市旅館業法施行条例の一部改正（案）の概要について

※「要領」：旅館業における衛生等管理要領

「民泊条例」：神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例

1. 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準

	概要	根拠等
1	玄関、客室その他施設を一体的管理、共同住宅にあつては施設と明確に区画され混在しないよう規定	独自規制
2	客室を5室以上設ける施設で、幅1.4メートル以上の寝台を有する施設又は玄関で靴を脱がないで客室に行くことができる構造の施設にあつては、一定のロビー面積を設けることを規定	独自規制 (必要面積に変更なし)
3	玄関帳場の受付台の数値規制を廃止	要領
4	玄関帳場を有しない場合の要件を新設	
	・施設に速やかに駆けつけることができるおおむね10分以内の範囲に事務所を設けること ・ビデオカメラ等を設置し、宿泊者の本人確認、出入りの状況の確認を実施すること	要領
	・施設と事務所間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること	独自規制
	・施設等の出入り口に施設名称、営業者名、連絡先等の表示をすること	住宅宿泊事業法との均衡
5	調理室、食堂の必置規定を見直し、食事提供の場合のみの設置に緩和	独自規制
6	客室の要件として、寝台の大きさによる寝室の床面積の規定から、1人当たりの寝室の床面積（3平方メートル以上）に改正（従来の旅館営業の基準に統一）	独自規制 (必要面積に変更なし)

2. 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準

	概要	根拠等
1	玄関、客室その他施設を一体的管理、共同住宅にあつては施設と明確に区画され混在しないよう規定	独自規制
2	宿泊者との面接に適する玄関帳場の設置を規定	要領
	ただし、玄関帳場を有しない施設についての要件についても規定 ・施設に速やかに駆けつけることができるおおむね10分以内の範囲に事務所を設けること ・ビデオカメラ等を設置し、宿泊者の本人確認、出入りの状況の確認を実施すること	要領
	・施設と事務所間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること	独自規制
	・施設等の出入り口に施設名称、営業者名、連絡先等の表示をすること	住宅宿泊事業法との均衡
3	客室の要件として、寝台の大きさによる寝室の床面積の規定から1人当たりの床面積（2.25平方メートル以上）に変更	独自規制 (必要面積に変更なし)
4	多数人で共用しない部屋を設ける場合の床面積の基準（全床面積の2分の1以下）を規定	独自規制

3. 下宿営業の施設の構造設備の基準

	概要	根拠等
1	客室の要件として、寝台の大きさによる寢室の床面積の規定から1人当たりの床面積（4.5平方メートル以上）に変更	独自規制 (必要面積に変更なし)

4. 営業施設について講ずべき措置の基準

	概要	根拠等
1	玄関帳場を有しない施設について、面接と同等の措置として、宿泊者の顔及び旅券を鮮明な画像で確認、保存することを規定	要領
2	緊急時の迅速な対応として、おおむね10分程度での駆けつける体制を整備することを規定	
3	鍵の適切な受け渡しの実施を規定	
4	管理者の配置を規定	独自規制

5. 事前の事業計画の周知

	概要	根拠等
1	周辺地域の住民に事業計画を周知するための説明会を開催することを規定	民泊条例との均衡
2	住民からの意見又は要望について、適切かつ迅速に対応するよう努めることを規定	
3	説明会の開催結果、意見・要望への対応結果を市へ提出することを規定	